

鳥取県告示第755号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所又は薬局を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成20年11月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
野津医院	鳥取卯垣四丁目101	平成20年9月30日
ノヅ医院	鳥取市国府町宮下278	〃
ちどり薬局	米子市加茂町一丁目19	〃
しらとり調剤薬局	米子市皆生新田一丁目9-13	〃
紀の川薬局	米子市上福原五丁目12-63	〃
二部診療所	西伯郡伯耆町二部1554-4	〃